

廃液管理責任者（有機・無機）の変更に関するお願い

廃液管理責任者（有機・無機）に変更がある場合は、以下の手続きをして「(有機・無機) 廃液管理責任者の変更届」を環境安全研究管理センターに提出してください。

その際、「大阪大学実験系廃液処理要項\*」に基づき「(有機・無機) 廃液管理責任者の変更届」に部局長の押印を願います。

また、新責任者に関係書類の引き継ぎをお願いいたします。

\*「大阪大学実験系廃液処理要項」抜粋

### 3 廃液管理責任者

- (1) 無機廃液及び有機廃液の貯留並びに処理に関して、専門的に指導させるために、関係部局に無機廃液管理責任者及び有機廃液管理責任者(以下「廃液管理責任者」という。)を置くものとする。
- (2) 廃液管理責任者は、関係部局の長が選出し、環境安全研究管理センター長(以下「センター長」という。)に推薦するものとする。